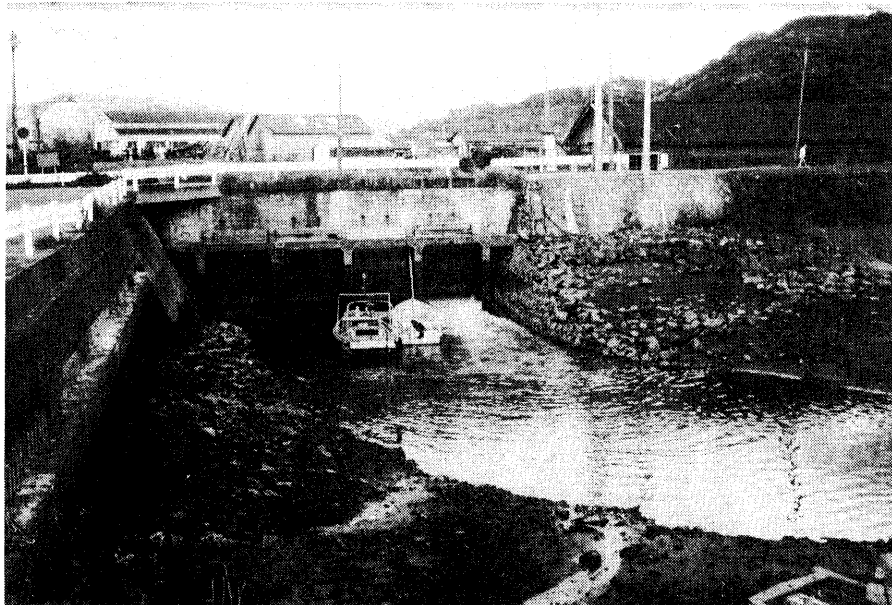


# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1995.9.10発行〈通巻第242号〉200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 大阪 6-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

●職業中毒の政治学(一)

原田正純……………1

●外国人労働者の労働災害と違法派遣……………12

●前線から(ニュース)……………16

表紙写真／水俣病発生させたチソンの排水口  
八月の新聞記事から／18

# 職業中毒の政治学（一）

原田正純（熊本大学医学部・国家安全センター）

関西労働者安全センター第一五回総会（一九九五年五月二〇日）記念講演

熊本大学の原田です。私の本来の専門は神経精神科です。最初私はあまり医者にならなかつたのですけれども、鹿児島島の田舎で親父が医者をしていましたので、医者になれということで医者になりました。熊本大学を卒業して精神神経科に入って、その時最初にぶつかったのが水俣病です。その後水俣病の研究をずっとやっているのですが、最初あまり問題意識をもっていま

せんでした。それがショックを受けたのが昭和四十年の新潟水俣病の発生だったのです。水俣病の原因があ

## 社会的な病気Ⅱ職業中毒

今日の話は昭和三八年の三池炭じん爆発、まずこれを中心に話をしてゆきたいと思えます。熊本から一時間ぐらいのところに荒尾と大牟田があるのですが、県境のと



原田正純氏

ころです、ここの三池の三川坑で炭じん爆発が起こりました。私も救援に駆けつけたんですが、とにかく戦争のときの野戦病院ってこんなものかと思うくらいに現場は大混乱をしていました。そうこうしていて、それから一年半くらいした時に、筑豊の山野坑でまた同じようなガス爆発を起こした。ここは私たちが駆けつけた時は、もう上がってくるのは生きた人達は一人もいなかった、全部死者です。まあそういうことが炭坑でもしょっちゅう繰り返されるわけです。私たち医者にはもちろん限界があります。一人の患者さんを治すのも非常に難しいわけです。治し切れない。今の医学の限界というのはたくさんあるのですが、一方では近代科学の発達に伴って経済が発展する、そういう高度成長の過程でそういう不治の患者を大量生産してゆく、そういうことに何かたまたまない気持ちになっていったわけです。

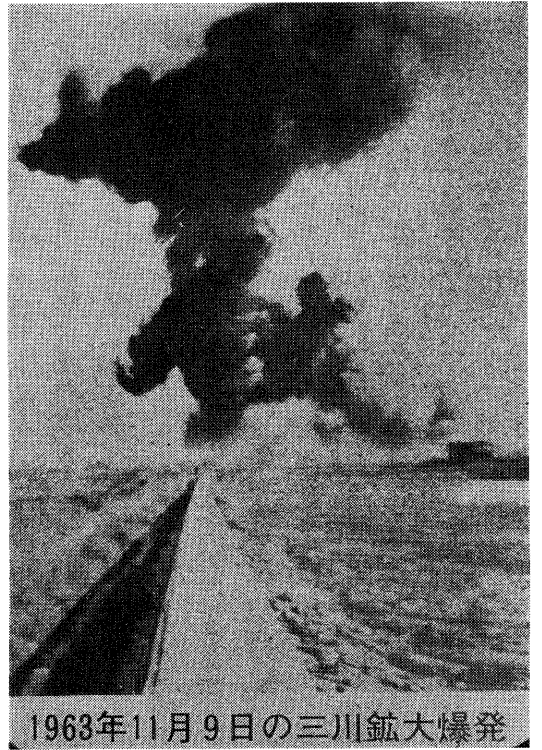
幸いというか不幸というか九州にはそういう問題がいっぱいありました。まずカネミ油症事件というのが起こりました。北九州から長崎県の方にかけてPCBの混入した食品油を食べて大規模の中毒事件が起こりました。それから私たちの所から一時間半ばかり行くと宮崎県に入ってしまうんですが、宮崎県の九州山脈の山麓の土呂久という廃坑で砒素中毒事件が起こるのです。なしる中毒に恵まれたというか、世界中で未だ経験の無い

ような事件が次々とわれわれの周囲で起こった。そのために、私はなんとなく中毒の専門家みたいになったわけです。

結局、中毒というのは人間が作った病気です。これは完全に社会的な病気ですから、これをゼロにすることは理論的には出来るわけです。それをやらずにおいて、いくら診断の技術や、治療の技術が進んだってこれはもう全くナンセンスなわけです。われわれはいかにしてそういうものを無くすかということを考えてきたのはこの三〇数年なのです。今日はまあ機会がありまして、その幾つかの中毒について報告をしてゆきたいと思えます。その中毒の裏に在るもの、職業中毒と労災職業病、公害と分けられているのですけれども、実はその根っこはみんな同じなんだということをおし上げたいと思えます。

### 三池炭じん爆発、被害拡大の原因

大牟田の三井鉾山三池三川坑で一九六三年の一月九日一五時一二分に炭じん爆発が起こりました(図1)。この時坑内には一四〇三名の労働者が入っていたわけです。不幸なことに、一番方と二番方の交替時間だったのですから、昇坑する人と入坑する人が一緒になってし



1963年11月9日の三川鉱大爆発

図 1 炭じん爆発の瞬間

まったのです。それで大惨事となったのです。入坑者の大体三三パーセント、三人に一人、四三八人がこの時に命を無くしたのです。そして残った大部分の人達、八三九人の人達が今なおひどい後遺症に悩まされているわけです。私たちはずっと昔のことと思って忘れてしまっても、この人たちは未だにその災害を引きずっているわけです。

この時はちょうど日曜日だったのですね、実はこの日横浜では列車の脱線事故が起こって、この時に一六一人の人が死んだのです。あれは鶴見事故と言いました。私はちょうどこの日、日曜日で遊びに阿蘇山に登っていたんですよ。山の上でラジオで事故のことを聞いて、熊大が救援の要請を受けたと知って、外科の先生たち大変だ

なあなんて人ごとのように考えていたのです。つまり炭じん爆発というから、すっ飛んだり怪我した人達が大部分だろうから外科が緊急救援に行くのだろうと思って、外科の先生は大変だなあなんて考えながら下りてきたのですが、実は死者の大部分は一酸化炭素でやられたのでした。

これは爆発直後の坑口の所ですが、事故の直後ですから、花輪が供えられています。爆発は入り口から一五〇メートルのところ起こったのです(図2)。

すなわち爆発は比較的入口に近いところで起こったのです。これは後でいろいろ問題になってくることです。三井鉱山は爆発した時直ちに救援隊を送らなければならなかったんです。ところが入口の千五百メートルのところ爆発が起こったというので、いっぺん集めた救援隊を解散してしまうのです。というのは、その辺はあまり人がいないということだったようです。しかし爆風ですっ飛んで直接亡くなった人が二十人はいるわけですね。これは全く感覚の問題なんで、二十人ぐらいを大して人がいないというふうに見るのか、二十人の人がすっ飛んだのは大変なことだと考えるかの違いなんです。通常の感覚だったらこれは大変なことなんです。しかし、爆発したちょうどあの辺はあまり人が居ないということ、三井鉱山はなんとか穏便にというか、こそこそ

と処理をしようとした形跡があるのですね。これが実は被害を非常に大きくした原因なんです。つまり変な言い方ですが、爆風で首が吹っ飛んだ場合は、一時間後にたどり着こうが二時間後にたどり着こうが、即死している場合はそれはまあ仕方がないんですが、この場合一酸化炭素ガスなのでですね。一分でも一秒でも早く助けなければいけなかったわけです。したがって死亡者の四五八人の中二〇人は爆風による直接死ですが、後の四三〇何人はゆっくりとガスにやられたわけですね、これが非常に問題なのです。

### 産学癒着による三井鉾山不起訴

またその爆発がなぜ起こったかということを簡単に言いますと、ようするに炭じんがたまっていて、その炭じんが爆発してしまったわけですけれども、救援に行った私たちに三井鉾山はこう説明したのです。「この炭鉾は日本でも一番優秀な炭鉾で、ガスが出てこない炭鉾です。したがってこんな優良な、ガスがぜんぜん出ない炭鉾で爆発が起ころうということはまったく予想できなかつた」と説明しました。そしてもう一つ、「たくさん後遺症の人達が担いだされているけれども、『一酸化炭素中毒の後遺症は一過性のもので、すぐ良くなる』といわれ

ている」と、こう言いました。実はこの二つがまったく嘘であるということをおぼろげに私達はその後体験するわけです。しかしその時、私達たちは行っていきなりそう言われると、なるほどそんなものかと思ったのです。

それで本当に予想が出来なかったかどうかということですが、炭車を巻き上げている時に途中で、炭車を繋いでいた金具が外れるのですね、これは明らかに金属疲労でもって金具が延びてしまつてそれで炭車が暴走するわけです。炭車が暴走すると坑内にあった炭じんを巻き上げるわけですね。その炭じんを巻き上げた中に、たとえば、これはハッキリは分らないんですが、何かの理由で着火して爆発

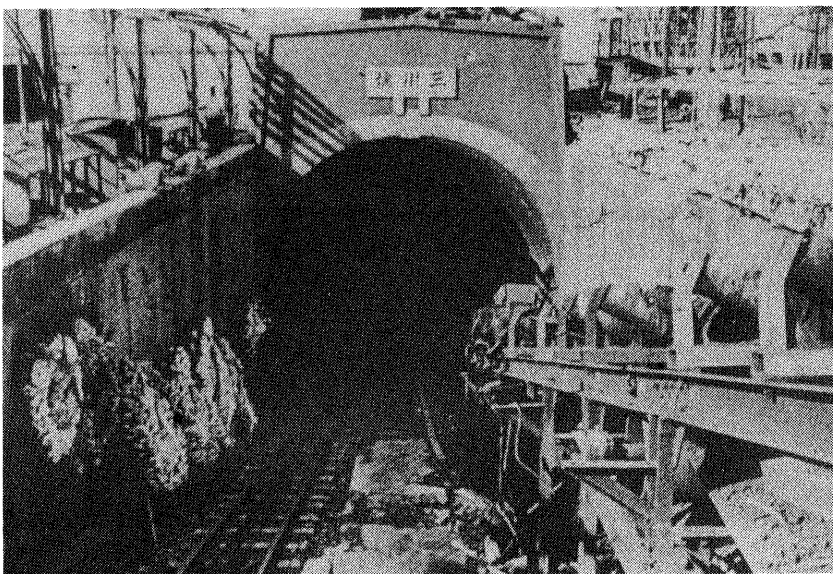


図 2 事故直後の三井鉾坑口 花輪がみえる (荒木忍撮影)

したんですね。炭じんは炭素ですから、炭素の小さな微粒子、粉が空気中に舞い上がって、飽和状態になれば、爆発をおこすんですね。

アメリカではメリケン粉工場で、メリケン粉のあの小さな粉、あれも炭素ですから、それが部屋の中に充滿して何かに着火して爆発した事故があるのです。それから最近ではご承知の方もありますが、東京でやはりビニールの何かの小さな粉じんが工場の中に浮遊していてそれに火がついて爆発した事故があったんです。そういうように空気の中にゴミとか、炭素の非常に小さなものが飽和状態にあると、ちよつとした火源で爆発するんですね。

この時はおそらくその炭車が物凄いスピードで落ちて行ったわけで、それが鉄の柱にぶちあたったり、壊れていますけども、レールで火花が出たりするわけですから火源はたくさんあったわけですね。それで爆発をしたわけです。そして最初の爆発と同時に第二次、第三次と爆発してゆきますから、一酸化炭素ガスがどんどん生産されるわけです。そしてその一酸化炭素ガスがずうっと坑内を走ってゆくわけですね。だから労働者はずうっと下の方の、例えば三五〇メートル坑道とか四五〇メートル坑道にいる人達には爆発音も聞こえないわけです。電気は消えちゃったし仕事にならんじゃないかとじっと待つ

ているけど何の指示もない、奇怪しいなあというので本道に出てきたらそこでばたばた倒れて死んでしまつたと、こういうことなんです。だから一分でも早く救出されねばならなかつたんですが何の指示さえも無かつたわけですね。

これは走ってきた炭車が突き当たって止まつたところ（図3）。現場の生々しい写真ですね。これは実は荒木先生とおっしゃる先生から頂いたんですが、起こしてはいけないのですが、事故が起こった時、やはり原因

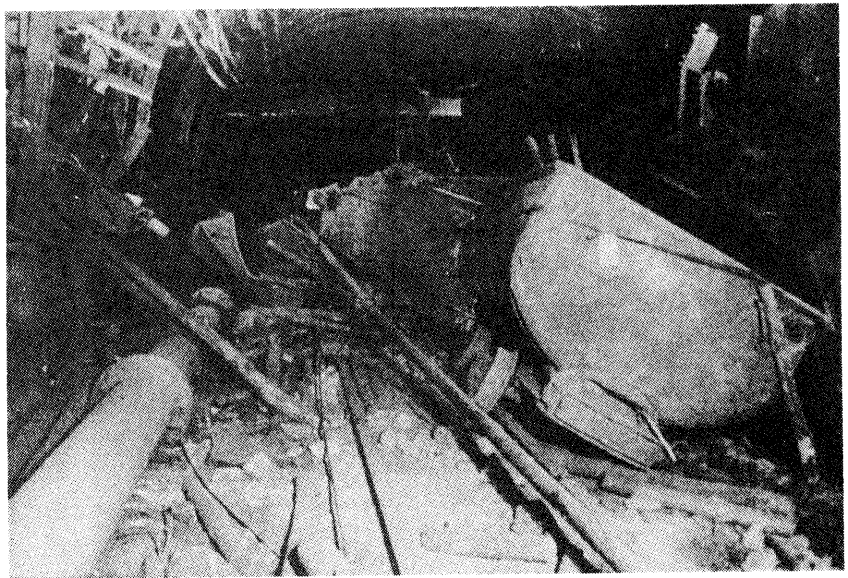


図 3 転覆した炭車（現場）

を明らかにするということは非常に大事なことです。しかもその原因についての責任をきちっと取らせるといふことは再発防止につながると思うんです。爆発直後、この荒木先生は炭じん爆発の専門家ですが、九州大学の工学部を出て、当時は九州工業大学の教授をされていたんですが、警察から鑑定を依頼されてすぐ現地に飛ばされた、その時の写真がこれです。

荒木先生は立派な方で、私は裁判の過程でこの先生とご一緒していったものですから、いろいろ資料をいただいたわけです。

この先生の鑑定書はきわめて単純明快です。炭粉がたくさんたまっていたと、それを炭車が金具が外れて暴走して、巻き上げて何かの火源が火になって爆発を起こしたんだと、いわゆる炭じん爆発であったと非常に明快です。それを受けた福岡県警は、三井鉾山幹部を過失ありとして書類送検するわけです。しかしこれが結局不起訴になります。その不起訴の理由というのが、炭じん爆発は予想できなかった、予見不可能ということなんです。

その過程で荒木先生の鑑定書に対していろんな圧力が掛かってくるわけです。実はこの荒木先生の恩師が、この時は三井鉾山側の調査委員会に入ってしまっていて、そして風化砂岩説という不思議な説を出してくるんです。これはどういう説かというと、三池鉾山の坑道の天井や壁

は、非常にもろく、砂がざらざらしていて、しょっちゅう砂がぼろぼろこぼれているというわけです。だから炭じんがいっぱい落ちていても上から砂が落ちてきて押さえてしまうから、この爆発は起こらないという説です。

これが偉い大学の先生たちの反論です。本気で本当に書いたんだらうかと不思議に思えます。それではなぜ爆発がおこったのかということになるわけです。ところがその爆発の理由は、炭車が暴走してその時積んでいた石炭が粉々になって炭粉が大量に発生したというわけです。炭車の中に石炭を積むのは当たり前でこれは違反ではないが、坑道に炭粉がいっぱい溜まっていたらこれは違反になる、しかし坑道の炭粉は砂で押さえられていたからという、要するに信じられない程の屁理屈。炭車の上の石炭が暴走した時に壊れて、それが炭粉になって、それが引火して爆発したのだから不可抗力ということですね。

福岡県警の方は書類送検したわけですから、後は検察庁が起訴するかどうかだったんです。ところが検察庁では、積極的に起訴しようとしていた検事は飛ばされるんです。そして後に来た検事は二年ぐらいかかって調べて結局不起訴と結論します。それに対して患者や遺族は、不当であるとして検察審査会に申立するんですけども結局うやむやです。

その後次々と炭じん爆発が起こって多くの労働者の命が奪われるのですが、しかし全部不可抗力だった、予見できなかったということになってしまいます。これは酷

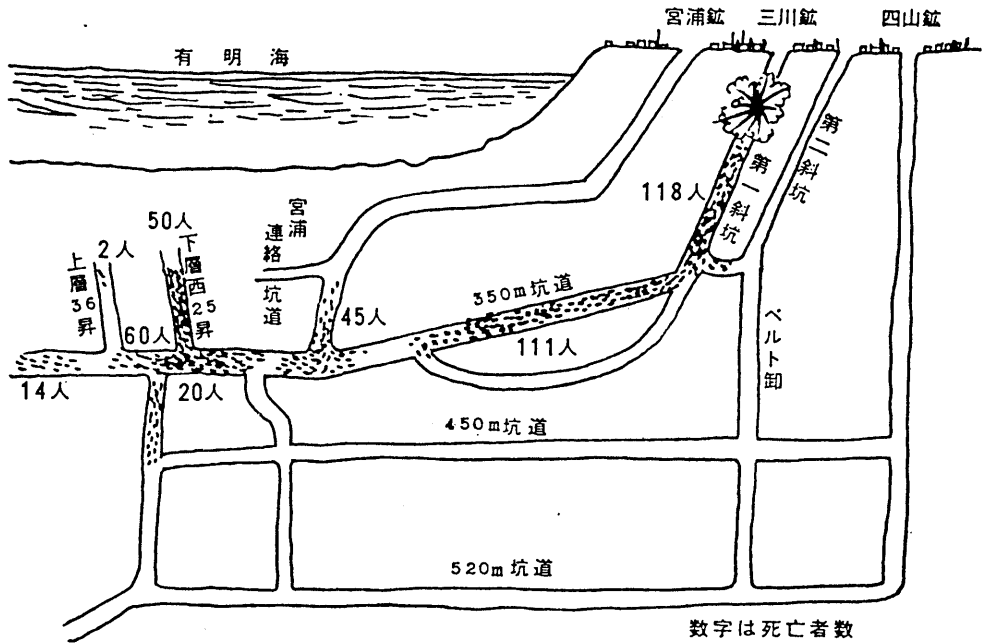


図 4 三池三川鉱炭じん爆発見取り図

いものです。そしてたまに逮捕されることがあるけど、せいぜい現場の監督ぐらいで、決してトップに行くことではないですね。これはまあ驚くべきことです。

そしてさらに驚くべきことに、爆発の後、県警が荒木先生に鑑定を依頼したわけです。火事があったり、なんか事故があった場合にはかならず県警が原因調査をするわけですから荒木先生も協力された。しかしこの鑑定書を出した後、荒木先生は全く鉱山学会で孤立させられてしまうわけです。真実を書いたというだけでなぜそんなに孤立させられなくてはならないか。全く信じられない話ですが、あの頃九州の大学の鉱山関係の研究者というのは、やはり鉱山と癒着というようななまやましい関係ではなかったのですね。

爆発の状況はどうだったかという、坑口から斜坑を入ったところで爆発したわけです。上の方は人がいないので大したことはないと考えただけで発生したCOは坑内へと流れて行ったわけですから、坑道に出てきてみんな死んでいるわけです。これはおそらく電気も来ない、炭車も来ないんで奇怪しいなあと皆上がって行こうとして坑道に出てきたんではないでしょうか。それから、例えば宮浦坑の連絡口に逃げようとした人達、こういう人達がたくさん死んで行ったわけです。もし私たちが交通事故で一人でも間違えて死なしたらこれは大変なこと



になるのですけども、こんな沢山の人が死んでも何ということはないわけですよ、それこそ予見出来なかったということでは起訴もされなかったということなんです。これには非常に労働者は悔しい思いをしたわけです（図4）。

### 炭じん爆発の原因はエネルギー政策と合理化

当時炭じん爆発が頻発しました、三池の炭じん爆発の後に夕張、伊王島、山野、それからまた三川鉱と起こっているわけですね（表1）。これはもうただごとではないわけです。炭じん爆発はなぜ起るか、それは炭粉があるから起こるわけです。そして、この炭じん爆発を予防するのはハイテクや凄いいお金は要らないわけですね。要するに常時、如露で水を撒いておけばいいのです。要するに何も要らないわけですよ、コンピュータで温度を管理するとか、風の量を管理するとかやっているなら、そんなこともしないでいいわけです。要するに如露で水を撒いて、毎日水を撒いて炭粉が舞い上がらないようにしておけば爆発しなかったのです。

なぜそんな簡単なことが出来なかったか、それはその背景に合理化の問題が出てくるわけです。一九五六年に炭坑のスクラップアンドビルドと言われた石炭鉱業

合理化臨時措置法というのができる。結局、石炭エネルギーから石油エネルギーに切り換える時点でのエネルギー革命ですね。国内の石炭産業をどうするかということ、結局コストの問題で優良坑だけ残して、小さい効率の悪い炭鉱は潰してしまえという、簡単に言えばそういう法律が出来たわけです。それで石炭産業に見切りをつけた業者達が閉山を

表 1 各鉱山の二酸化炭素中毒者表

	三川鉱	夕張	伊王島	山野鉱	三川鉱
	1963.11.19	1965.2.22	1965.4.9	1965.6.1	1967.9.28
入 抗 者	1403	172	200	552	422
死 亡 者	458(32.6%)	61(35.5%)	31(15.4%)	237(42.9%)	7(1.7%)
生 存 者	945	111	169	315	415
CO中毒者	839	38	2	30	303
意識障害者	435(46.0%)	?	?	12(3.8%)	0

次々としていく、筑豊地区の沢山の炭鉱、あるいは北海道のたくさんの炭鉱がどんどん閉山してゆくのはこの時期ですね。ところが、閉山しすぎてしまったのですね。あまり急激に閉山しすぎたので実は爆発の時は石炭が足りなくなっていた。そこでまた大変な増産をしてゆくわけです。そういうふうになると、この炭じん爆発の直接の原因は炭粉が溜まっていたということになるんですが、さらにその背景にはエネルギーを転換するという政策の問題があったわけです。

そして合理化という名で、直接夫は減らさないで間接夫、つまり保安だとか、まあそういう直接石炭を掘らない人達をどんどん首を切っていったんです。それが合理化だったのです。ところが、三池には三池労組があつてそれをさせなかった、ところが一九六〇年に始まった、二八〇日という史上最大の三池争議で結局負けってしまった。全国からの多くの労働者を集めて闘ったが、それでも千何百人の活動家の首を守れなかった。その結果として生産量は著しく増えていくわけです。たとえば争議前は一日四千トンしか掘れなかったものが争議以後はその三倍の一万三千トンも掘れるようになった、しかも労働者の数は物凄く減らしていますから一人当たりの出炭量というのは数倍になっているわけです。つまり如露で坑道に水を撒く人とかがいなくなりましたわけでは

ね。三池争議のときに指名解雇が来た人達というのは組合の活動家であり、しかもその人達は鉱山から言わせると生産阻害者ということになっていたのです。つまりこれは治安が悪いぞとか、いろいろけちをつけて生産の足を引っ張っている奴とそういうことになっていたんですね。しかし実は三井の炭じん爆発の主要なる原因は炭じんなんだけども、中なる原因はそういうエネルギー政策であり、もう一つはそういう合理化ということになります。やはり三池の炭じん爆発の原因をずうっと探つてゆくと三池争議までできてしまうということです。

三井鉱山はうちの山はガスが出ない所だから爆発が起るとは知らなかったと言ったんですが、調べてみますと、炭鉱の歴史というのは実は炭じん爆発の歴史なんです。とにかく炭坑の歴史が始まってからとにかく百人以上死んだ炭じん爆発だけでもこのようにたくさんあるのです(表2)。有名なのはフランスのクーリエ炭鉱でのもので千人以上死んだ。その他に沢山の炭鉱でおこっていますね。炭鉱の歴史は本当に炭鉱労働者の屍を乗り越えてきた歴史ですね。今炭鉱がほとんど閉山されようとしている中で、この多くの人達の、日本の近代化の中で、流された多くの血の意味というのは何だったかというふうに今考えますね。

もう一つ気がつくのは中国で大きな爆発が多く起こっ

表 2 炭鉱爆発の主たるもの（100名以上の死亡者の例）

炭坑名	年月日	死者数	備 考
豊国第一坑	1899. 6. 15	216	ガス爆発と誤認、炭じん爆発
クーリエー（仏）	1906. 3. 10	1,099	
高島	1906. 3. 28	307	全入坑者死亡、ガス爆発と誤認
豊国	1907. 7. 20	365	入坑者428人、救援隊1人死亡 （表にふくまれず）
桐野二坑	1909. 11. 24	259	入坑者全員死亡
夕張第二斜坑	1912. 4. 29	267	入坑者全員死亡
オドボルト（独）	1912. 11. 12	367	
夕張第二斜坑	1912. 12. 13	216	入坑者229人
二瀬中央坑	1913. 2. 6	101	入坑者115人
シンゲニー（英）	1913. 2. 18	439	
若鍋	1914. 11. 28	423	
方城	1914. 12. 15	665	入坑者685人
撫順大山（中国）	1917. 1. 11	917	日本経営、ケーブルの短絡か？
大之浦桐野	1917. 12. 21	375	
夕張北土坑	1920. 6. 14	209	全坑連続爆発・密閉
夕張	1938. 10. 6	161	
井陘（中国）	1940. 5. 22	341	日本経営、入気坑道に労働者吸い寄せられる
三菱美唄	1941. 3. 18	177	
本溪湖（中国）	1942. 4. 26	1,527	日本経営
西安・泰信第一 （中国）	1942. 10. 21	301	日本経営
密山（中国）	1943. 6. 12	143	
三菱美唄	1944. 5. 16	109	
三井三池	1963. 11. 9	458	

表 3 CO中毒の症状の推移（82例）

	2週め	3カ月め	1年め	2年め	3年め	4年め	5年め	8年め	10年め
精神十神経症状	62	67	60	54	55	51	48	48	43
精神症状だけ	20	13	19	22	21	25	30	24	30
神経症状だけ	0	2	2	4	3	3	1	3	3
意識障害	37	3	0	0	0	0	0	0	0
失外套症状群	3	2	1	1	1	1	1	1	1
健忘症状群	27	10	6	6	3	4	3	2	2
記銘障害	75	58	54	48	47	53	61	60	57
記憶障害	74	60	45	38	39	61	60	56	69
思考力障害	71	59	56	52	53	63	65	60	61
情意減弱状態	72	73	60	57	59	60	63	65	58
心身故障の訴え	52	56	71	72	62	68	72	73	70
果 症 状	26	12	6	6	7	7	6	6	6
錐体外路症状	33	28	21	17	14	18	21	18	13
末梢神経症状	9	13	14	9	8	11	11	13	19
自律神経症状	47	61	56	45	46	31	42	51	35

ています。みんな日本経営の時代です。本溪湖では一五二七名という炭じん爆発が起こっているんです。この話は調べているのですが、この事件だけでも一冊の本が書

けるぐらいすぎましいものです。とにかく途中でまだ人が生きていくかもしれないのに閉鎖してしまうんですからね。炭坑の歴史に植民地支配の歴史がからんでい

す。それと私、三池の医療を分担していながら、どうしようもない歴史的な差別を感じたわけです。考えて見ますとね、明治政府がああ炭鉱を三井に払い下げたのが明治二二（一八八九）年です。明治の中頃です。それまでは囚人労働だったわけです。囚人に掘らせていたのです。そして囚人の後はですね、離島で仕事の無い人達を大量に集めてきて、そしてこの人達に掘らせているんですね。離島労働なんですね。今でも与論島出身の人達がたくさん居ます。その次は、ご承知のように植民地時代に朝鮮人労働者を沢山投入した、その後は今度は捕虜労働なんですね。だから明治以降、炭を掘る人達をまとも人間として扱ってきていないという歴史がありました。こうみえてくると、この爆発の本当の原因は人を人と思わない差別だったような気がするわけですね。（つづく）

# 外国人労働者の労働災害と

## 違法派遣①

関西労働者安全センター事務局

外国人の労働災害は多い。この二年ぐらいいく相談が入ってくるようになったが、件数も増えているうえに、最近は各国語のメディアでも労働の問題が取り上げられて、労働保険が外国人に知られるようになり一年前、二年前の労働の相談も入ってきて、件数は増え続けている。外国人の場合、明らかな労働であつても労働保険が申請されないことが多く、労働が起こればほとんどすべて、なんらかの支援が必要というのが現状である。

### 跡絶たぬ労働災害

労働者がほとんど申請されないとい

うことの原因に、その外国人が資格外就労であるのを隠すために、事業主が申請をためらう、また、仲介業者による「派遣」で働いていてその業者が労働保険に加入していない場合などがある。資格外就労の問題については、平成元年の課長通達で悪質な業者などを発見すれば通報するとはしながらも、まず法違反の是正に努め原則として入管には通報しないこととしているし、また、外国人支援団体などが労働省と交渉を行い、労働者の人権救済を第一とし入管には通報を行わないとの回答を得ている。

事業主が労働保険に加入していない場合については、労働保険への加

入は義務なので加入していようがしていまいが被災者は労働保険の適用を受けることができる。ただし、事業主は雇用した時点まで遡って徴収されることになる。こういったことを知らない事業主の無知も、外国人の労働問題の原因のひとつといえるだろう。

### 権利侵害の温床「違法派遣」

ブローカーなどと呼ばれる業者による「派遣」で働いているケースが外国人の場合非常に多いが、それについても様々な問題がある。

労働の相談を受けたときにこういうことがあった。被災者は人材派遣

を名乗るAという会社で雇用され、B工業の製造ラインで働いていた。Aが労災を焼つていたので労働基準監督署に相談に行った。雇用主はAなので監督署より労災の申請に協力するよう指導してもらおうつもりで行ったのだが、人材派遣と書かれた給料明細を見た係りが、これは派遣法で定められた職種以外への違法派遣になるのでAは事業主として認められない、B工業の保険を使つてはと言つた。

しかし、B工業ともすでに一度話をして拒否されていた。労災を含めて労働者のめんどろはすべてAが見るといふ条件で、他の直接雇用の労働者よりも高い時給を払つていたので自分たちは関係ないとのことだった。結局、Aを構内下請け業としてAの労災保険を使うことになつた。

ブローカーで事業内容を構内下請け業としているケースはよくある。しかし、実質は完全な人材供給業で

あつたり、派遣先からもらった給料より時給で数百円を引いてから労働者に払う中間搾取をしていることが多い。

その場合、職業安定法四四条の労働者供給事業の禁止、労働基準法六条の中間搾取の排除、それと労働者派遣法四条「何人も、適用対象業務以外の業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。」、および、五条「適用対象業務において一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。」に違反しているといふことになり、事業を続けることができなくなる。

そうすると、雇われている方の外国人労働者は職を失うと言う被害を被ることになる。そのため、違法派遣を知りながらもとりあえずは被災労働者の権利を確保するために、構内下請け業者として処理することになるのである。

## もっと労働者保護法制を

こういった「派遣会社」に雇用されてる場合、外国人労働者を受け入れる側の「派遣先」にも多くの問題がある。労働者を受け入れる側からすれば、外国人は景気がよければ増やし、悪くなれば減らし都合によつては取り替えのきく労働力ということになるからである。派遣労働の問題でのうちの一つでもあるが、外国人の場合最初から「派遣元」も「派遣先」も便利な労働力という商品として取り引きしている。労災が起こつた場合など、被災して働けない労働者の代わりにべつの人間が派遣されて、被災者が同じ仕事に戻れる可能性はなくなる。雇用者は、けがが治ればまた雇つてやると言つて被災者を解雇してしまう場合もある。この時、「派遣先」が負う責任には何があるのだろうか。「派遣元」と取り交わしている合法的な請

負契約により何の責任も問われないのが常である。あえて言うならば、死傷病報告を出す義務ぐらいで、きちつと責任を問えるよう法律で規定される必要があるだろう。

### 不法ブローカーを提訴

外国人労働者とブローカーとのトラブルは、労災に限らない。パス

ポートの取り上げや給料からの不当な天引きという相談も多い。最近ブローカーを相手取って裁判に訴えることになったケースがある。日系ブラジル人のO氏夫婦と子

## 派遣会社が「旅券取り上げ」

# 苦痛と賠償請求

地裁姫路支部に  
日系ブラジル人

出稼ぎの日系ブラジル人家族が「携帯義務のあるパスポートを取り上げられた

ために移動が制限され、精神的不安を被った」などとして、兵庫県姫路市内の人材派遣会社を相手取り、十七日までに慰謝料など総額約百二十八万円の損害賠償と残業などの賃金支払いを求め、訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。

訴えたのは、明石市内のブラジル人Aさん(三三)ら家族四人。訴えによると、Aさん家族は昨年十一月に来日し、Aさん夫婦は翌月から派遣先の同市内の水産加工場に勤務した。しかし、

阪神大震災で不安を覚えるなど出国準備のためパスポートの返還を入国以来保管していた同人材派遣会社に再三求めたが、拒否された。このため、Aさんらは返還を求めて同支部に仮処分申請を行い、六月に認められ返還された。しかし、Aさんら原告側は「パスポートは入籍法で常時携帯を義務付けられているのに、違法に保管され移動の自由を制約された。精神的不安は金銭に換算できないが、一秋当たり月五万円は下らな

い」としている。また残業などの割増賃金分約二十二万円の請求、「渡航費用」として給与から引かれた計約七十九万円の返還も求めている。

訴えに対し、同人材派遣会社は「パスポートは入国前の本人との誓約書で同意を得て保管した。滞在資格変更の手続きや盗難、紛失を防ぐためだ。外国人登録証さえ携帯していればほぼ自由に移動できる。渡航費用と割増賃金についても同意していた」などと反論している。

すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク「RINK」(大阪市)代表の丹羽雅雄弁護士(右)は「パスポートの保管をめぐる損害賠償請求訴訟は関西では初めてだ。外国人労働者のパスポートは保管されているケースが多く、自分の意思で携帯し安心して滞在できる権利を裁判を通じて確認してほしい」と話している。

供二人の家族で来日し、姫路の大手

「派遣会社」Hで働きはじめたが、給料から様々な手数料が天引きされはじめた。聞いてみると、夫婦それぞれの給料からに二七万円ずつを十ヶ月にわたって引くという。内訳は、渡航費、空港に迎えに行つた費用、ビザの切り替え手数料、外国人登録手数料など。さらに、O氏の兄弟からもらい損ねた手数料の一七万円もO氏の給料より引き、Hが無料で借り受けているアパートに住まわせながら、寮費として夫婦両方から月三万円を引いていた。給料は時給で四〇〇円をHが取り、残りをO夫婦に払っていたが、O氏の妻の給料は結果的に兵庫県の最低賃金を下まわっていた。家族全員のパスポートとビザ手続きに必要な書類もHが預かったまま請求しても返してくれなかった。O氏は県のインフォメーションセンターや警察にも訴えたが、H社の借金の担保なので払うまで返さないという言い分が通つてし

まった。

このHという会社は外国人支援団体の間でも有名であった。被害を受けた外国人が助けを求めて駆け込むという事がたびたびあったからである。個々のケースについては何とかパスポートを取り返すなどして解決していたが、H社そのものにそういった人権侵害をやめさせるには至っていないかった。そこで、H社のやり方を変えさせる一步になればということ、弁護士の手助けを得、まず裁判所に仮処分申請をして、パスポートを取り返した。さらに、給料から不当に天引きされた金額、残業手当、休日出勤手当などを給料の未払いとして裁判所に訴えた。同時にパスポートを取り上げていた期間分の慰謝料も加えて請求した。

このブラジル人夫婦にどうして「派遣」で働くことになったのか尋ねると、彼らはブラジルのエージェントとは直接雇用の契約で日本に来たのだが、着いてみるとブローカーが雇用主であることが分かったという事だった。外国人にとつて、たまされなかったとしてもブローカーに頼らなければ仕事が見つからないという現状もある。外国人という理由でアパートもなかなか借りられない彼らに住居を提供し、ビザや外人登録といった行政手続きを手伝い、医者に連れて行くなどの世話をしているのもこれらの業者である。

派遣労働法の改正を前に派遣労働者問題が研究されているが、彼らは違法なので派遣会社ですらない。結局、このような業者を外国人労働者の支援者としてどうするのかというと、現状は、個々のケースで判断し、対処するしかない。今後、ブローカーをどうとらえるか、どう対処するかなどいろいろな立場の方に意見を聞いてみたいと思う。

(つづく)



# 前線から

## 尼崎

### 油加工工場に相次いだ 外国人労働災害

働災害が起こった。

CはH化学に勤めて一年八ヶ月であったが、通路を歩いていて油の床で滑って右手を機械に巻き込まれ、薬指を第二関節半ばから失った。Aについては仕事を始めて五日目、油の桶に乗り出した

尼崎のH化学は脂肪分を取り出し油に加工している工場であるが、この二年の間に二件の外国人労働者の労働災害が起こった。ときに足が滑って桶にはまり、足や腰など体の二〇パーセントに火傷を負った。被災者はいずれもペルー国籍でCは超過滞在、Aは観光ビザだった。H化学側は最初はとにかく第三者が、介入するのをいやがり、本人との示談で解決しようとした。また、同じ工場で働く資格外就労者たちが入管への通報を心配して被災者に労災を申請しないように頼んだ。Cは仕方なく示談を受けて、治療費と休業中の給料の一〇〇パーセントをH化学は払ったが、その後、損害賠

償の話がうまく行かず、Cは安全セクターに相談に来た。結局、Cについては労災の障害補償給付を申請することになったが、H化学側としてはあくまでも不法就労がばれて困るのは外国人自身だ。それを考えて示談にしてやろうとしたのにはけしからん、という態度であった。Aの方はH化学より治療費と給料の六〇パーセントを受け取ったが、同僚や会社側

に気を使って未だに労災の申請をしていない。

一番気になるのは、職場の安全性や安全教育の問題である。もちろん、外国語によるマニユアル一つあるわけではない。外国人の働く職場の多くはこういった状況であろう。また、労基署についても労災の手続きを受ける際に特に在留資格について問わないといった姿勢があまり徹底されていないように感じた。

## 大阪

### 国際結婚・家族の権利で 電話相談実施

大阪労働者弁護士・RINK

九月八日より十日の三日間にわたって今年で四回目となる大阪労働者弁

護団、RINKによる外国人労働者法律電話相談が行われた。去年に引き

続きテーマは、「国際結婚、家族の権利」とし、二三国の国籍の相談者より一九件の相談がよせられた。言語別では、英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、スペイン語、ペルシヤ語、日本語の七言語で、国別ではブラジルが二四件、中国二〇件、フィリピン一四件、ペルー八件、米国六件、スリランカ六件など。

相談の内容としては、やはり結婚関連の問題およびそれにもなうビザの問題が多かった。また、離婚問題や定住者や永住者へのビザの切り替えといった、ニューカマーである外国人労働者もかなり定着してきたと思われるような質問が去年、今年と増えている。最も相

談の多かったブラジル人あるいはペルー人では労災などの労働問題が多かった。

年々相談が増え、今年も三日間絶えず電話が鳴っている状態であった。また、各国語のメディアによって宣伝を行ったため関西圏のみでなく日本全国より相談がよせられた。やはり電話での回答ではすまない相談もあり、続けてフォローするためには全国規模の支援のネットワークの必要性を感じた。ますます、外国人の定住化も進み、相談内容も生活する中のあらゆる問題になってきていて、それらに対応するため支援側の体制も見直しが必要とされている。

# 大震災で **クビ** をきられた

—もうひとつのボランティア  
被災労働者ユニオン編

四六版 182頁 1,900円

佐高信氏(評論家)推薦!!

〒104 東京都中央区銀座西8-10 **第一書林**  
TEL(03)3572-1796 FAX(03)3571-3033

# 韓国の過労死

韓国・過労死相談センターの1周年記念セミナー  
(1994年12月7日)テキストの完全日本語訳

関西労働者安全センターまで

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

B5版 56頁 1,000円



## 関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259